

各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画策定委員会傍聴要領

(傍聴の手続)

第1条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議の開始10分前までに、受付で傍聴券の交付を受け、係員の指示に従って入室しなければなりません。

(傍聴の定員)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分け、その座席は、それぞれ10席とします。ただし、定員を超えて傍聴希望者がいる場合は、抽選により傍聴人を決定します。

(傍聴席に入ることができない者)

第3条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができません。

- (1) 銃器その他危険なものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、旗の類を所持している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 全ての傍聴人は、次の事項を十分理解した上で、傍聴しなければなりません。

- (1) 一切の発言はできません。
- (2) みだりに傍聴席を離れないでください。
- (3) 議場における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (4) 大声を発するなど、騒ぎ立てる行為をしないでください。
- (5) 写真、ビデオ等の撮影又は録音はできません。ただし、特に委員長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (6) 携帯電話、モバイル端末等の使用はできません。ただし、特に委員長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (7) 前各号に定めるもののほか、係員の指示に従うものとします。

(傍聴人の退室)

第5条 傍聴人は、委員長が会議の進行に支障があると判断した場合又は傍聴者がこの要領に定める事項に従わない場合で、委員長から退室の指示があったときは、直ちに退室しなければなりません。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとし、傍聴人はそれに従うものとします。

附 則

この要領は、令和元年5月17日から施行します。